

市会運営委員会行政視察概要

1 視察月日 令和7年1月20日（月）～1月21日（火）

2 視察先及び視察事項

（1）熊本県熊本市

ア 議会運営等について

イ 議会活性化の取組について

（2）鹿児島県鹿児島市

ア 議会運営等について

イ 議会活性化の取組について

3 視察委員

委員長	高橋	のりみ
副委員長	尾崎	太
同	大岩	真善和
委員	伊波	俊之助
同	磯部	圭太
同	大桑	正貴
同	鴨志田	啓介
同	長谷川	琢磨
同	久保	和弘
同	中島	光徳
同	藤崎	浩太郎
同	森	ひろたか
同	いそべ	尚哉
同	坂井	太
同	宇佐美	さやか

視察概要

1 視察先

熊本県熊本市

2 視察月日

1月20日（月）

3 対応者

議会局議事課長補佐（説明）

議会局議事課委員会係長（説明）

議会局政策調査課長（受け入れ挨拶・説明）

議会局政策調査課長補佐（説明）

4 視察内容

（1）議会運営等について

ア 議会におけるデジタル化の推進について

（ア）SideBooks（貸与タブレット）の活用

平成28年4月に発生した熊本地震の際に課題となった議員へのスムーズな情報提供、増え続ける書類のペーパーレス化及び事務の効率化を目的に、平成30年4月より、全議員へタブレット端末を貸与し、ペーパーレス会議システム（SideBooks）を利用している。

会議においては、本会議・委員会等における議会関係資料のSideBooksへの掲載、会議通知システムによる資料の通知等で活用している。また、執行部からの情報提供資料の掲載や、議会局からのお知らせなど、議員への連絡等においても活用している。

なお、令和2年9月からは、本会議、議会運営委員会、予算決算委員会等の当日配付資料については紙配付を廃止し、完全ペーパーレス化を実現している。

上記のとおりタブレット端末を活用することのメリットとしては、情報伝達の迅速化、ペーパーレス化の推進、資料差し替えの効率化、システムを通じた資料共有の実現、連絡や通知送付等に係る経費等の削減が挙げられる。

一方、デメリットとしては、現行のタブレット端末においては資料の印刷ができないこと、端末そのものの携帯性や紙と比較し

たときの視認性、複数の資料を同時に閲覧しにくいことが挙げられる。

市議会以外も含め、市においてタブレット端末を活用する上で各種制限が必要となる都合上、他のアプリの導入や印刷、他端末との接続ができないことや、議員個人が所有する端末ではSideBooksの利用が制限されていることが課題となった。

こうした課題への対応として、議会独自のクラウドサービス（LINE WORKS）を導入し、議員の個人所有端末からデータの受け渡しや印刷をできるようにしている。

(イ) LINE WORKSの活用

上記のとおりタブレット端末を活用する中で課題となった事項を解決し、議員への迅速かつ効率的な情報提供を行うための手段として、議員の個人所有端末を含め、自宅のPCやスマートフォンなどのマルチデバイス対応のクラウドサービス（LINE WORKS）を令和3年2月に導入している。

LINE WORKSの主な活用方法としては、ドライブへの会議資料等の掲載、掲示板における重要案件等の周知、カレンダーへの議会スケジュールの掲載等がある。また、各委員会等で作成したトークグループにおける資料掲載や連絡事項等の通知、オンライン委員会におけるビデオ通話、委員会等の日程調整や災害（訓練）時における安否確認でのアンケート機能の活用も行われており、これらが各議員の個人所有端末から可能となっている。

LINE WORKS活用のメリットとしては、情報伝達の迅速化、情報共有の円滑化に加え、連絡時の既読・未読の確認が可能であることが挙げられる。また、議員の個人所有端末からの利用が可能であり、ペーパーレス化の推進やデジタル化への意識向上にもつながっている。

一方、既読率向上のための通知の工夫の課題に加え、全市的に活用しているSideBooksとの併用の在り方についても課題となっている。

(2) 議会活性化の取組について

ア 議会活性化検討会の取組について

地方自治法第100条第12項及び熊本市議会会議規則第147条第1項の規定に基づく協議等の場として、議会活性化検討会（10人）を設置し、議会の活性化に関する取組について、協議・調整を行って

いる。

この議会活性化検討会における主な検討内容は以下のとおり。

(7) 政務活動費のインターネット公開

収支報告書等を議会図書室において書類の閲覧により公開していたものに加え、令和2年度から市議会HPにも公開することとした。

(イ) 一般質問における執行部答弁の追跡調査

一般質問において、「検討する」「研究する」などの答弁がなされた際、執行部にその後の対応状況の報告を求めることとした。

(ウ) 一般質問における時間・回数の見直し

市政の状況や社会情勢に応じ、適時の質問を可能とするため、
①1年間の上限回数(1回→2回)、②質問者数(12人→24人)、③質問時間(120分以内→60分以内)等を見直した。

(エ) 高校生・大学生議会等の開催

若い世代が議会や議員に対する理解を深め、社会や政治に参画する力や主権者意識を高めることを目的とし、「高校生議会」を開催することとした。

イ 主権者教育の推進について

若者の政治離れ等が指摘される中、若者が議会や議員と触れ合う機会を創出し、様々な体験活動を通じながら議員との協働の取組を実施することで、市政への関心を高め、若者にもより開かれた議会を実現することを目的に、若い世代との意見交換会や高校生議会を実施している。

(7) 若い世代との意見交換会

令和3年以降、毎年、市議会の議長及び広報委員が市内の学校に直接出向き、意見交換会を行っている。実施に当たっては、事前に議会や議員等に関するウェブアンケートを実施し、アンケート結果等に基づき意見交換を行っている。

意見交換会の効果としては、議員を身近に感じてもらえるようになったことや議員の仕事や市議会についての理解促進につながったこと、政治や選挙に対する意識が向上したことが挙げられる。

一方で、今後の課題としては、市議会の仕組み等について説明の充実を図ること、今後の展開(県立、私立高校等への展開等)や議場見学など、その他の取組の検討が挙げられる。

(イ) 高校生議会

令和6年1月、高校生への主権者教育の一環として、市議会の議案審査やその中核をなす委員会審査等の議会活動のプロセスを実際に体験する取組である「高校生議会」を実施した。

実施に当たっては、市議会における議員の役割や本会議・委員会の役割への理解につなげるため、市議会における審議プロセスを体験できる形で実施した。また、委員会では議員がファシリテーター役として参加し、付託された協議テーマについて高校生が意見交換を行うとともに、取りまとめた意見は本会議で報告し、採決を行った。

(3) 質疑概要

Q 高校生議会の開催における議員の立ち位置はどうか。

A 主権者教育の一環として行っていることに鑑み、議員はファシリテーター役に徹し、高校生による意見交換等が円滑に進むようサポートした。

Q 一般質問における執行部答弁の追跡調査について、議会局はどのような役割を担っているのか。

A 議会局は、一般質問を行った議員に対して、追跡調査を希望する項目の有無を確認している。対象となる項目がある場合は、議会局から執行部に対して、一定期間経過後の回答を依頼をしている。

Q 答弁の中で「検討する」といった表現が多く使われることから、追跡調査の取組が始まったと伺ったが、半年後の回答も「検討する」ということにはならないか。

A 案件の進捗状況等によっては、そのような回答になることもある。

Q 課題にも挙げられていたが、LINE WORKSとSideBooksの併用は事務局として負担がありそうである。そこで、熊本市議会にも紙資料の配布を希望する議員がいるのかどうか、また今後の完全ペーパーレス化への見込みについて、伺いたい。

A 熊本市でも委員会の資料は紙資料と電子資料を併用している。タブレット端末の利用について、議員から字が小さく、読みづらいとの意見がある。こうした課題を解決したうえで、完全ペーパーレス化へ移行することを検討している。

Q 熊本地震を契機として、デジタル化を推進してきたということで、デジタル化の必要性は議員の中でも認識されていたと思うが、取組に反対する議員はいなかったのか。

A 議員の中でも、ICT機器に関するスキルは様々で、導入に当た

っては調整を行った。熊本市議会では、各会派からデジタル推進委員を選出してもらい、議員同士で、不慣れな議員をフォローするなど、議員間で連携しながら取組を進めている。



熊本市議会にて説明聴取



熊本市議会本会議場にて

視察概要

1 視察先

鹿児島県鹿児島市

2 視察月日

1月21日（火）

3 対応者

議会事務局政務調査課長（受け入れ挨拶・説明）

議会事務局議事課長（説明）

議会事務局総務課専門員（説明）

4 視察内容

（1）議会運営等・議会活性化の取組について

ア 議会改革推進ワーキンググループ

鹿児島市議会では、議長が設置する任意組織である「議会改革推進ワーキンググループ」（以下「WG」という。）において、議会改革について議会運営委員会で協議するための素案等を作成することとしている。

WGには「広報広聴」「ICT推進」「議会運営」の3つのグループが置かれており、各グループは参加を希望する議員並びに事務局職員で構成されている。

グループでの協議に当たっては、あらかじめ協議期間を設定するなど、スピード感を重視した運営に努めるものとしている。

議員は各会派の代表としてではなく、関心のあるグループに自主的に参加する形をとっている。議員と職員は対等な立場で協議・検討を行っており、実務を行う職員の意見も反映していく形をとっている。

（ア）広報広聴グループ

協議事項は、市議会だよりの紙面見直しや学生等を対象とした主権者教育の実施など、広報広聴のあり方についてであり、主な協議結果は以下のとおり。

a 市議会独自のSNSを活用した情報発信

市公式Xに加え、市議会独自のフェイスブック及びインスタグラムを活用し、会期日程や発言通告一覧表、質疑を行う議員

の顔写真・氏名等や、市議会だより発行や行政視察等の情報発信を令和6年第3回定例会から実施している。

b 市議会だよりの紙面見直し

紙面の見直しに当たっては、市民意見の募集を行い、紙面全体を読みやすい書体へ変更すること、個人質疑の記事を分野ごとにまとめて掲載し、『行政運営』、『企画・財政』、『健康・福祉』などの見出しをつけること、質疑を掲載する紙面の段と段の間隔（スペース）を広げること、提出議案の解説や議会の動きなどを紹介する企画コーナーを設けることなど見直しを行った。

(イ) ICT推進グループ

協議事項は、鹿児島市議会ICT推進基本計画の改定や、タブレットのさらなる活用などのICT活用策についてであり、主な協議結果は以下のとおり。

a 鹿児島市議会ICT推進基本計画の策定

タブレット端末の導入など議会のICT化を具体的かつ的確に推進するため、令和2年度に鹿児島市議会ICT推進基本計画を策定した。また、事業進行スケジュールの変更や新たに同基本計画の検討項目に追加すべき項目（委員会室へのマイク設備等の整備）があることを踏まえ、同計画の見直しを行っている。

b タブレット端末の活用及びペーパーレス化の推進

鹿児島市議会ICT推進基本計画に基づき、タブレット端末の機種及びアプリケーションの導入について検討を行い、令和4年9月15日の議会運営委員会において、タブレット端末機等に関する使用基準を決定した。

タブレット端末の活用及びペーパーレス化の推進についても協議を進めており、令和5年2月1日から、タブレット端末に搭載されているグループウェア（LINE WORKS）の本格運用を開始している。同年6月1日以降は、LINE WORKSで取り扱う文書等を拡充している。

c 委員会室等マイク設備等の整備

令和6年10月に、円滑な委員会運営及び正確で迅速な委員会記録の作成並びに傍聴環境の向上に伴い、より市民に開かれた議会を実現するため、委員会室にマイク（19本）と天井埋込型

スピーカー（２か所）を設置した。

(ウ) 議会運営グループ

協議事項は、本会議や委員会などの議会運営に関する見直し等についてであり、主な協議結果は以下のとおり。

a 反問の範囲の見直し

令和２年第４回定例会から、現行の趣旨確認に加え、実質的な反対質問として議員または委員の考え方や根拠を問う反論まで認めることとした。

b 代表質疑の一問一答方式導入

令和４年第３回定例会から代表質疑の一問一答方式を試行実施しており、令和６年第３回定例会から本格実施に移行している。

イ その他、議会基本条例に基づく取組

(ア) 議員間討議の導入

委員会（常任、特別及び議会運営）において、政策立案及び政策提言を積極的に行うため、付託事件（議案、請願・陳情）及び所管事務調査を対象に、議員同士が自由に相互の意見を述べ合うことができる議員間討議を導入した。

(イ) 請願及び陳情に係る市民等からの意見聴取の導入

委員会（常任、特別及び議会運営）において、請願及び陳情の提出者が希望し、かつ付託された委員会が必要と認めた場合に、当該請願及び陳情について、市民等（提出者）から意見聴取する機会を設けた。

(２) 質疑概要

Q 本市では、傍聴席からの議事妨害により、会議運営に支障を来すケースが相次いでいるが、同様の事案等はあるか。また、近隣市の状況はどうか。

A 傍聴席には警備員がおり、傍聴者に対して、注意事項の書かれたプラカードを見せるなどしている。必要に応じて小声で注意をすることはあるが、議事妨害により退場に至った事例は近年なく、近隣市からもそのような話は聞いていない。

Q WGについて、議員の参加を自主制にし、期数や会派内での立ち位置に左右されず、得意な分野で参加できることは素晴らしいことだと思う。一方で、完全な自主制にすると、メンバー構成に偏りが生じるのではないかと考えるが、そのような場合は、調整を行って

いるのか。

A 自主制をとっているが、会派内での調整等もあってか、概ね偏りのない構成となっており、特に支障は生じていない。

Q 反問権の範囲拡大について、市長や執行部が実際に反問した事例はあるか。

A 令和2年12月より、反問の範囲を見直し、従来の趣旨確認に加え、議員や委員の考え方や根拠を問う反対質問まで認めることとしているが、現時点で該当の事例はない。

Q SNSの導入について、手間に比べて、実際の閲覧数が少なかったりする。何か工夫をしていることはあるか。

A フォロワーが少ない点は課題であり、まずは議員にフォロワーとなってもらい、議員のアカウントを通じて発信を拡散してもらうなどの工夫をしている。昔の議会だよりのコラムを掲載するなど、内容面でも堅苦しくなり過ぎないように工夫している。

Q 議員定数の削減はなぜ行ったか。

A 人口減少や少子高齢化が財政面に与える影響を考慮し、議会はこうした問題についてこれまで議論してきた責任を負う立場にあるとの考えから、率先して定数を削減することとした。

Q 各議員へタブレット端末を配付しているが、会期中と会期外にそれぞれどのように活用されているか。

A タブレット端末の活用は会期中が中心になるが、会議資料の閲覧で利用することが多い。特に、鹿児島市議会では、令和6年の議員改選から会議資料の完全ペーパーレス化を行っているため、全議員がタブレット端末により資料を確認している。

Q 本市では議論が白熱する中で、議員から執行部に対して厳しい質問があったりする。鹿児島市ではそういった場面はあるか。

A 委員会の中で議論が白熱し、追及が厳しくなりかける場面もあるが、委員長や他の委員が制止することなどもあり、結果的に反問権の行使にまでは至っていない。

Q 議員間討議は過去にあったか。

A 現時点で実際に議員間討議を行った実績はない。



鹿児島市議会にて説明聴取



鹿児島市議会本会議場にて